

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市先端産業創出支援制度の継続について

- 資料1 川崎市先端産業創出支援制度(イノベート川崎)の継続について《概要》
- 資料2 川崎市先端産業創出支援制度(イノベート川崎)の対象地域図
- 資料3 川崎市先端産業創出支援制度(イノベート川崎)について

経済労働局

平成25年2月13日

川崎市先端産業創出支援制度(イノベート川崎)の継続について《概要》

1 現行制度について

(1)経緯

- 国際環境特別区構想の取組の推進
- 人類共通の課題解決につながる環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端産業創出
- 臨海部に集積した優れた環境技術による国際貢献

平成20年4月

川崎市先端産業創出支援制度(イノベート川崎)創設

【概要】

- 対象地域 都市再生緊急整備地域(川崎殿町・大師河原地域・浜川崎駅周辺地域)、水江町地内公共用地
- 対象分野 環境・エネルギー・ライフサイエンス
- 適用要件
 - 【最低投資額】大企業50億円 中小企業等10億円(市内中小企業等2億円)
 - 【雇用条件】大企業50人以上(常用雇用者) 中小企業等10人以上(常用雇用者)
- 支援内容
 - 【助成対象経費】土地、建物、設備の取得費
 - 【助成率】10%(上限額:10億円)
 - 【交付方法】3年度以内分割交付
- 申請受付期間 H20.4.1~H25.3.31

(2)交付実績

エリーパワー株式会社

- (水江町地内公共用地)
- ・環境・エネルギー分野
- ・平成21年3月認定
- ・交付決定額 約4億4千万円
- ・大型リチウムイオン電池及び周辺システム・機器の量産・開発拠点の新設

公益財団法人 実験動物中央研究所

- (川崎殿町・大師河原地域)
- ・ライフサイエンス分野
- ・平成22年9月認定
- ・交付決定額 約3億5千万円
- ・最先端実験動物の開発及びその活用により先端医療の実現を図る「再生医療・新薬開発センター」の新設

平成24年度をもって新規の認定申請受付が終了

2 継続について

(1)継続の必要性

- イノベート川崎は臨海部の拠点形成に一定の成果をおさめた
- 超高齢社会・地球規模の環境問題への対応の必要性

人類共通の課題解決と国際貢献に資する更なる先端産業の創出と集積が必要

(2)産業集積に関わる本市の施策動向

- 【殿町・大師河原地域】
 - 平成23年12月「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」として特区の指定を受ける
 - 国際戦略拠点「キングスカイフロント」
- 【浜川崎駅周辺地域】
 - 都市再生緊急整備地域
- 【水江町地内公共用地】
 - 地域再生計画の支援措置適用地区
 - 計画期間は平成22年度まで・誘致は完了

臨海部を中心に産業集積を促進すべき区域が存在

3 制度内容の新旧対照表

	旧	新
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎殿町・大師河原地域(都市再生緊急整備地域) ○浜川崎駅周辺地域(都市再生緊急整備地域) ○水江町地内公共用地(地域再生計画の支援措置適用地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○殿町区域(京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区) ○浜川崎駅周辺地域(都市再生緊急整備地域) ○(削除)
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ○環境 ○エネルギー ○ライフサイエンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境 ○エネルギー ○ライフサイエンス
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 【最低投資額】大企業50億円 ○中小企業等10億円(市内中小企業等2億円) 【雇用条件】大企業50人以上(常用雇用者) ○中小企業等10人以上(常用雇用者) 	<ul style="list-style-type: none"> 【最低投資額】大企業50億円 ○中小企業等5億円(市内中小企業等2億円) 【雇用条件】大企業50人以上(常用雇用者) ○中小企業等10人以上(常用雇用者)
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 【助成対象経費】土地、建物、設備の取得費 【助成率】10%(上限額:10億円) 【交付方法】事業開始後、3年度以内分割交付 	<ul style="list-style-type: none"> 【助成対象経費】土地、建物、設備の取得費 【助成率】10%(上限額:10億円) 【交付方法】事業開始後、3年度以内分割交付
申請受付期間	○平成20年度～平成24年度の5年間	○平成25年度～平成28年度の4年間

※水江町地内公共用地については、地域再生計画の計画期間の終了に伴い、対象から削除

※変更なし

※中小企業等の最低投資額については、研究開発型の企業を誘致した新川崎A地区の平均投資額7.7億円を勘案し、より中小企業等の持つ高度な技術の事業化に資するため、引き下げる

※変更なし

※特区の計画期間と合わせる

川崎市先端産業創出支援制度(イノベート川崎)の対象地域図

現行

平成25年度以降

川崎殿町・大師河原地域

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

殿町キングスカイフロント



浜川崎駅周辺地域

水江町地内公共用地



浜川崎駅周辺地域

川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）について

平成25年2月

経済労働局

1 現行制度について

(1) 経緯

国際環境特別区構想の取組をより一層推し進めるため、人類共通の課題解決につながる環境、エネルギー及びライフサイエンス分野の先端技術を用いた産業の創出と集積を図ること、そして、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」に基づき、臨海部に集積した優れた環境技術を活用した国際貢献を図ることを目的として、平成20年4月に川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）を創設した。

現行制度概要

【対象事業者】 ○対象分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者

【対象分野】 ○環境 ○エネルギー ○ライフサイエンス

【対象地域】 ○川崎殿町・大師河原地域（都市再生緊急整備地域）

○浜川崎駅周辺地域（都市再生緊急整備地域）

○水江町地内公共用地（地域再生計画の支援措置適用地区）

【適用要件】 ○最低投資額

大企業 50 億円 中小企業 10 億円（市内中小企業 2 億円）

○雇用条件（常用雇用者）

大企業 50 人以上 中小企業 10 人以上

【支援内容】 ○助成対象経費

事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する費用

○助成率

助成対象経費の 10%（上限額：10 億円）

○交付方法

事業開始後、3 年度以内の分割交付

【申請受付期間】 ○平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（認定申請受付期間）

【認定手続】 ○認定審査会を設置し専門家の意見を参考にして認定の可否を決定

【基本的な方針】

○国際環境特別区構想を一層推進し、人類共通の課題解決と国際貢献に資する環境、エネルギー及びライフサイエンス分野における先端産業の創出と集積の促進

○先端産業の創出にあたり、最も支援が必要とされる先端技術の事業化の初期段階に対する支援

○本市経済の牽引役としての役割を担っている川崎臨海部の再生を確かなものとするにより、市内産業の活性化及び雇用の創出に対する先導的な役割を果たす

(2) 交付実績（平成 25 年 1 月末時点）

① エリーパワー株式会社

- 平成 21 年 3 月認定（環境・エネルギー分野）
- 水江町地内公共用地に立地
- 交付決定額：約 4 億 4 千万円
- 大型のリチウムイオン電池及び電池を組み合わせた電源システムの量産工場・研究開発拠点の新設

② 公益財団法人 実験動物中央研究所

- 平成 22 年 9 月認定（ライフサイエンス分野）
- 川崎殿町・大師河原地域に立地
- 交付決定額：約 3 億 5 千万円
- 最先端実験動物の開発及びその活用による創薬や開発途上の先端医療の実現を図るための「再生医療・新薬開発センター」の新設

2 継続について

(1) 継続の必要性

我が国経済の牽引役としての役割を担い、ライフサイエンス分野、環境・エネルギー分野の研究開発機能の集積が図られている川崎臨海部において、世界最高レベルの技術水準を持つライフサイエンス分野の研究開発機関や世界のエネルギー問題の解決に資する技術を開発している環境・エネルギー分野の先駆的企業の立地を誘導し、本制度は拠点形成に大いに成果をあげてきた。

超高齢社会における高度な医療ニーズへの対応・地球規模で深刻化している環境問題への取組など、人類共通の課題解決と国際貢献に資する先端技術の開発・実用化が求められている現在、特区をはじめとしたイノベーションの拠点形成の進む川崎臨海部において、更なる先端産業の創出と集積を促進するため、引き続き、先端技術の事業化に対する支援を行っていくことが必要である。

(2) 本市の産業集積に関わる地域の施策動向

① 殿町・大師河原地域

平成 23 年 12 月に、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）に基づく国際戦略総合特別区域として、神奈川県・横浜市と共同で申請した「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」が指定を受けた。

個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目的としており、4つの区域のうち、本市においては殿町区域（殿町・大師河原・夜光等）が該当している。

また、当該特区内の殿町地区にある開発エリア「キングスカイフロント」において、ライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する国際戦略拠点の形成が進められている。

②浜川崎駅周辺地域

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく都市再生緊急整備地域であり、本地域の整備方針における、都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項の中で、“環境・安全・エネルギー等の研究開発拠点の形成と循環型社会実現のための産業、業務、情報機能等の導入”と定められている。

③水江町地内公共用地

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域再生計画の支援措置適用地区であり、計画期間は平成 22 年度をもって終了している。計画期間中、市で公募した空き区画（3 区画）へは計 2 社が立地（うち 1 社は 2 区画に立地）し、誘致は完了している。

以上のことから、臨海部を中心に、人類共通の課題解決と国際貢献に資する先端産業の集積を促進すべき区域が存在していると言える。

3 制度内容の新旧対照表

以上の、制度継続の必要性及び産業集積に関わる本市の施策動向を勘案し、制度内容の見直しを経た上で継続していくこととする。以下に、制度内容の新旧対照を記す。

【対象地域】

旧	新
○川崎殿町・大師河原地域 (都市再生緊急整備地域)	○殿町区域 (京浜臨海部ライフイノベーション 国際戦略総合特区)
○浜川崎駅周辺地域 (都市再生緊急整備地域)	○浜川崎駅周辺地域 (都市再生緊急整備地域)
○水江町地内公共用地 (地域再生計画の支援措置適用地区)	○削除

※都市再生緊急整備地域である川崎殿町・大師河原地域を、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の殿町区域に変更する。また、水江町地内公共用地については、地域再生計画の計画期間の終了に伴い、対象から削除する。

【対象分野】

旧	新
○環境 ○エネルギー ○ライフサイエンス	○環境 ○エネルギー ○ライフサイエンス

※対象分野については、変更なし。

【適用要件】

旧	新
【最低投資額】 ○大企業 50億円 ○中小企業等 10億円 (市内中小企業等 2億円) 【雇用条件】 ○大企業 50人以上(常用雇用者) ○中小企業等 10人以上(常用雇用者)	【最低投資額】 ○大企業 50億円 ○中小企業等 5億円 (市内中小企業等 2億円) 【雇用条件】 ○大企業 50人以上(常用雇用者) ○中小企業等 10人以上(常用雇用者)

※中小企業等の最低投資額については、より中小企業等の持つ高度な技術の事業化に資するため引き下げることとし、研究開発型の企業を誘致した新川崎A地区における立地(予定)中小企業の平均投資額7.7億円を勘案した上で、5億円とする。

【支援内容】

旧	新
【助成対象経費】 ○土地、建物、設備の取得費 【助成率】 ○10%(上限額:10億円) 【交付方法】 ○事業開始後、3年度以内の分割交付	【助成対象経費】 ○土地、建物、設備の取得費 【助成率】 ○10%(上限額:10億円) 【交付方法】 ○事業開始後、3年度以内の分割交付

※支援内容については、変更なし。

【申請受付期間】

旧	新
平成20年度～平成24年度までの 5年間	平成25年度～平成28年度までの 4年間

※認定申請の受付期間については、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間と合わせて、平成25年度から平成28年度までとする。

4 補足

(1) 環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の概要

(※「科学技術基本計画」平成13年3月30日閣議決定)より作成

●環境分野

多様な生物種を有する生態系を含む自然環境を保全し、人の健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、人類の将来的な生存基盤を維持していく取組を行う分野

●エネルギー分野

懸念されるエネルギー供給不安に備え、エネルギー・セキュリティを確保する観点から現在の主力である化石燃料への依存の低下を目指すとともに、地球温暖化防止等の地球環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安全で安定したエネルギー需給構造の実現を目指す分野

●ライフサイエンス分野

我が国で本格化している少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するためのゲノム科学、医学・医療技術、食料科学・技術、脳科学などの分野

(2) 認定から交付までの流れ

認定申請から助成金の交付を受けるまでの流れは以下のとおりである。

●助成金の交付を受けようとする事業者は、土地を取得する日（賃貸借の場合は契約締結日）又は事業所の建設工事若しくは設備等の設置等、事業所の設置工事に着手する日の30日前までに助成対象事業の認定申請を行う。



●市長は、専門家の意見を参考にして認定審査会を開き、認定の可否について決定する。 ※認定審査会は年4回程度の開催を想定

《認定までの流れ》

【専門家（評価委員）の意見を集約】

- ・各技術分野の学識経験者 ・産業振興全般、企業経営全般に係る学識経験者
- ・企業の財務状況を審査できる者 ・環境影響評価に関して知見を有する者



【審査部会】

- ・庁内の関係課長により構成 ・部会長は経済労働局産業振興部長
- ・評価委員の意見を参考にして事業の適合性、妥当性等について審査



【審査会】

- ・庁内の関係局長により構成 ・委員長は副市長
- ・審査部会の審査内容に基づき事業の適合性、妥当性等について審査



審査会の審査内容に基づき、市長が認定の可否を決定



●認定を受けた事業者は、原則として認定日の属する会計年度を含め3年度以内に新設事業所において事業を開始し、交付申請を行う。



●市長は、交付申請の内容を精査し交付決定を行い、3年度以内で分割して交付する。

※対象となる分野・先端技術の判断基準について

- ・環境、エネルギー、ライフサイエンス分野

「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）にて定める、グリーンイノベーション及びライフイノベーションを推進する事業領域に合致すること

- ・先端技術

「技術戦略マップ」（経済産業省策定）に位置付けられた技術を基準として判断